

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3105号から第3109号まで)

令和6年8月13日

横情審答申第3105号から3109号まで

令和6年8月13日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和5年7月20日旭高第838号から第842号までによる次の各諮問について、別紙
のとおり答申します。

「令和5年6月14日旭高第513号により行った「令和5年5月1日付本人
開示請求に対する不開示の決定について（旭高125号）」ほかの一部開示
決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表の「審査請求文書」欄に記載の行政文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の「審査請求文書」欄に記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の各開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年6月14日付で行った各一部開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件審査請求文書のうち、個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため同号本文に該当し、ただし書アからウまでに該当しないため不開示とした。

4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する意見は、別表の「審査請求人の本件各処分に対する意見」欄に記載のほか、次のように要約される。

- (1) 本件各処分を取り消し、開示請求書記載の文書の全部の開示を求める。
- (2) 単に根拠規定を示すだけで、本件審査請求人の不開示情報のどの事実部分に根拠規定が適用されているのか。どのような事実によって本件審査請求人の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるためと判断したのか。何故その規程が該当すると判断できたのか。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、本件各処分に係る開示請求書の記載から、令和5年5

月18日付旭高第287号から第291号までの本件各処分根拠規定を適用する理由を示す文書と解されるところ、実施機関は特定した文書のうち個人の氏名及び住所を不開示としている。

イ 審査請求人は、開示請求書に記載した行政文書の開示を求めているため、当審査会では、対象文書特定の妥当性及び不開示事由該当性について判断する。

(2) 対象文書特定の妥当性

本件各処分に係る開示請求書の「令和5年5月18日付旭高第287号、根拠規定を適用する理由「個人情報保護に関する法律第77条第2項に規定する、開示請求者が当該本人であることを証明するために必要な書類について提示または提出がなされなかったことから、当該保有個人情報の本人であることの確認を行うことができなかつたため」と行った保有個人情報不開示決定に対する。適用する論拠及び論拠の論証文書の開示を求める。」等の記載から、実施機関はその記載に沿って、対象文書として令和5年度旭高第287号から第291号までの「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高125号、177号、178号、179号及び181号）」の起案用紙、保有個人情報不開示決定通知書（案）、保有個人情報開示請求書から成る起案文書一式を特定しており、対象文書の特定は妥当である。

(3) 条例第7条第2項第1号の該当性について

ア 条例第7条第2項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関が特定した文書のうち個人の氏名及び住所は、個人に関する情報で

あって、特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当し、ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求文書を特定し、一部開示とした各決定は、いずれも妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

別表（実施機関が令和5年6月14日付一部開示とした本件各処分）

答申番号	諮問	審査請求文書	審査請求人の 本件各処分に対する 意見	実施機関の 処分理由説明要旨
第3105号	令和5年7月20日 旭高第838号	令和5年5月17日 旭高第287号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高125号）」	請求外案件名を表題に謳い行った一部開示決定は違法。取り消した上で請求文書の開示を求める。	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることから、新条例第7条第2項第1号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。開示請求書の記載から、令和5年度旭高第287号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高125号）」を特定した。
第3106号	令和5年7月20日 旭高第839号	令和5年5月17日 旭高第288号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高177号）」	同上	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることから、新条例第7条第2項第1号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。開示請求書の記載から、令和5年度旭高第288号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高177号）」を特定した。

第3107号	令和5年7月20日旭高第840号	令和5年5月17日旭高第289号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高178号）」	同上	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることから、新条例第7条第2項第1号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。開示請求書の記載から、令和5年度旭高第289号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高178号）」を特定した。
第3108号	令和5年7月20日旭高第841号	令和5年5月17日旭高第290号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高179号）」	同上	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることから、新条例第7条第2項第1号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。開示請求書の記載から、令和5年度旭高第290号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高179号）」を特定した。
第3109号	令和5年7月20日旭高第842号	令和5年5月17日旭高第291号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高181号）」	同上	個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものであることから、新条例第7条第2項第1号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。開示請求書の記載から、令和5年度旭高第291号「令和5年5月1日付本人開示請求に対する不開示の決定について（旭高181号）」を特定した。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 7 月 2 0 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 5 月 9 日 (第31回 第四部会)	・ 審議
令 和 6 年 6 月 6 日 (第32回 第四部会)	・ 審議